

奈良学園大学

令和 6 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和 7 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

奈良学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

大学及び大学院は、使命・目的及び教育目的を達成するため、大学の個性・特色としての建学の精神「高度な専門学術知識に裏付けられた実践力を有する有能な人材を教育・養成し、地域社会及び社会全体の発達・発展に貢献する。」を具現化するための教育課程を展開している。学部及び研究科の教育目的は、簡潔に文章化して学則に定めている。大学は、自らの目的の更なる達成のために平成 26(2014)年 4 月に奈良産業大学を奈良学園大学に名称変更を行い新たな教育研究組織を設置した。令和 3(2021)年度からは、大学の使命・目的及び教育目的を再確認しながら策定した「奈良学園大学中期計画」を開始して各組織の目標達成に向けた活動を行っている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーに沿った公正かつ妥当な方法による入学者選抜を行っている。学修支援については、教職協働による「奈良学園大学コミットメント」を表明しており、障がいのある学生への配慮はもとより、全学的オフィスアワーやアドバイザー制度の設定、中途退学・休学・留年への対応策を講じている。キャリアセンターを設置し、学生のキャリア支援を行うとともに、教員採用試験、国家試験、就職試験に対する支援体制を整えている。「学生支援センター」では、課外活動、奨学金制度案内、メンタルヘルス対策などの支援を行っている。学修環境は、ラウンジを設け、学生同士や教職員との交流を容易にしている。全ての校舎は、バリアフリーをはじめ、利便性に配慮した施設・設備を整備している。学生の意見・要望は、授業評価アンケートや「学生の意識及び生活の実態に関する調査」により学生支援の体制改善に努めている。

〈優れた点〉

- 教員への相談を支援する存在としての学生ピア・サポーターを養成し、新入生の履修登録などの支援活動を行っている点は評価できる。
- 学生が「人を支える人になる」という目標を実現できるよう、「奈良学園大学コミットメント」を定め、支援する姿勢を表明している点は評価できる。
- 「本の森」「研究の森」などのテーマ別に図書を配架したコーナーの設置や「図書館学生サポーター制度」を設け、学生目線で親しみやすい図書館づくりを行っていることは高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準を定め、厳正に運用するとともに学則や履修の手引などで学生に周知し、ホームページで公表している。ディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーを定めて、体系的・段階的な学修となるような科目配置を行い、年間履修登録単位数の上限設定など、単位制度の実質化を図るとともにシラバスを整備している。教授方法の改善や工夫に向けた組織体制として FD・SD 委員会を設置している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し公表しており、国家試験合格状況や卒業生アンケート、就職先へのアンケートなどのエビデンスに基づく点検・評価の結果は、教育内容・方法及び学修指導の改善につなげている。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の管理運営については、学長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、補佐体制として副学長や学長補佐を置き、学長の意思決定を支える機関として奈良学園大学評議会や奈良学園大学企画運営会議などの会議体を整備している。教授会の働きに係る内部規則等の見直しは必要であるが、全学的な教学マネジメント体制を整えている。教員は、設置基準や資格・免許状の取得に必要な指定規則等で定められた人員を配置しており、採用及び昇任については、学内の関係規則に基づき適切に運用している。

FD(Faculty Development)及び SD(Staff Development)は、FD・SD 委員会により、教員の教育指導・研究指導等の能力向上及び職員の資質・能力向上に資する各種研修を行っている。研究環境は、研究室を整備し、外部資金獲得に向けた支援を行っている。

〈優れた点〉

○「学び直し助成金」制度を設置・活用し、教職員が、職務における知識やスキルを高め、教育の質や生産性の向上に資するための自己研さんを経済的にサポートしている点は評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

「学校法人奈良学園寄附行為」に法人の目的を掲げ、教育基本法等の関係法令を遵守することを旨としている。「学校法人奈良学園倫理・行動指針」の基本理念のもと、組織倫理に関する諸規則の整備により適切な運営を行っており、環境への配慮と人権への配慮に取り組んでいる。また、公益通報に関する規則によりコンプライアンス体制の強化を図っている。法人は、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として、理事長のリーダーシップのもと、適正な運営を行っており、法人本部と大学本部は、円滑な意思疎通と連携及び相互チェックを行っている。財務については、法人全体として安定した財務基盤を有し、学校法人会計基準及び「学校法人奈良学園経理規則」に基づき適正な会計処理を行っており、財務の状況は、事業報告書としてホームページで公表している。

〈優れた点〉

○中期計画に基づいて策定された各年度の事業計画の取り組み結果について、理事会での審

議、評議員会への報告の他、前年度の振返りと次年度に向けた意見交換を行う目的で、理事・評議員合同の懇談会を実施している点は評価できる。

「基準6. 内部質保証」について

「内部質保証基本方針」により、学長を中心に内部質保証の充実に向けて、エビデンスに基づき、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とした自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の過程では、年度半ばに「事業中間報告」をもって確認し、必要な修正を加え再実行に取り組み、年度末に総括を行うなど、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みを機能させている。

自己点検・評価は、学外の組織や学生・保証人などで構成する「第三者評価懇談会」の意見を聴き、大学の諸活動の妥当性を担保しながら行っており、結果は、「奈良学園大学白書」として学内に周知し共有するとともに、ホームページで社会に公表している。

〈優れた点〉

○近隣自治体、地域の産業界、学生、学生の保証人等の幅広い視点から大学の内部質保証について意見を徴することを目的とした「第三者評価懇談会」を毎年開催していることは評価できる。

総じて、大学は建学の精神のもとに人材の養成方針を掲げ「人を支える人になる」を実現するための教育研究活動にまい進している。学長を中心とした大学の管理運営に努めており、学生の支援を第一に、使命・目的の達成に向けて自己点検・評価の結果を踏まえた事業計画を策定し遂行するなど、大学は、教育研究の一層の発展に資する質保証に取り組んでおり、堅実な大学運営を行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 奈良学園共同研究事業推進
2. 奈良学園セミナーハウス（志賀直哉旧居）との連携

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価】

基準1を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院は、使命・目的及び教育目的を達成するため、大学の個性・特色としての建学の精神「高度な専門学術知識に裏付けられた実践力を有する有能な人材を教育・養成し、地域社会及び社会全体の発達・発展に貢献する」を具現化するため、教育課程を掲げている。学部及び研究科の教育目的は、明確であり簡潔に文章化して学則に定めている。社会情勢に対応し、平成 26(2014)年 4 月に奈良学園大学に名称変更を行うとともに人間教育学部人間教育学科及び保健医療学部看護学科を、平成 30(2018)年 4 月に大学院看護学研究科を、平成 31(2019)年 4 月に保健医療学部リハビリテーション学科を、令和 5(2023)年 4 月に大学院リハビリテーション学研究科を設置するなど、建学の精神に基づいた使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的に関する重要な事項は、大学の最高意思決定機関である大学評議会が策定し、法人の役員による審議を経て決定しており、学長は学生に対して、入学式や卒業式の式辞で説明し、全教職員に対して「学校経営方針」として周知している。令和 3(2021)年度から「奈良学園大学中期計画」を開始しており、大学の全ての組織が関与する事業推進委員会により、事業の推進と管理及び翌年度の事業計画の策定を行っている。使命・目的及び教育目的を反映した三つのポリシーは「学生生活の手引 Campus Life Guide」や学生募集要項に掲載するとともにホームページで周知している。

大学の使命・目的及び教育目的を達成するために設置する学部及び研究科には、設置基準や資格・免許状の取得に必要な指定規則等を上回る専任教員を配置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を達成するために大学・大学院、学科、研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定めており、ホームページ、大学案内、学生募集要項に掲載し周知に努めている。

入学者受入れについては、アドミッション・ポリシーに対応した学生募集要項に基づいて、入学者選抜を行っており、入学試験委員会及び大学院入学試験小委員会において、受入れ状況を検証している。

入学定員が未充足の学科もあるが、教育連携協定校やアカデミック・インターンシップの対象校の拡充、情報発信の強化、オープンキャンパス回数の増加、入学選抜試験終了後の個別親睦会「奈良学カフェ」の実施、合格受験生への直接メッセージ送付など、入学意欲を高めるための取組みも行い改善傾向にある。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

事業推進委員会を中心に中期計画を推進するとともに、学修支援の取組みを支える各種委員会、各課との組織体制を整えて、教職員が一体となって学修支援の強化に取り組んでいる。

学修支援の充実に向けて、障がいのある学生への合理的配慮を考慮した学修支援、オフィスアワーの周知、またアドバイザー教員が中心となり、SA(Student Assistant)を活用して個別に対応している。中途退学防止策として、IR 情報活用推進委員会において成績の推移や中途退学の理由を分析し早期発見に努め支援している。また、休学中の既修得科目の聴講、転学部の制度を設けるなど、学びを継続できる体制をとっている。

〈優れた点〉

- 教員への相談を支援する存在としての学生ピア・サポーターを養成し、新入生の履修登録などの支援活動を行っている点は評価できる。
- 学生が「人を支える人になる」という目標を実現できるよう、「奈良学園大学コミットメント」を定め、支援する姿勢を表明している点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生のキャリア教育や就職に必要な学修支援、就職支援を行うためキャリアセンターを設置している。キャリアセンターには就職支援担当職員を配置し、24 時間どこからでも求人票が閲覧できる就職活動支援システムを導入し個別支援体制を整えている。また、人間教育学部では、インターンシップの単位認定制度を実施し、インターンシップへの参加を推奨している。各種就職筆記試験対策講座「パワーアップ Study」、教員採用試験や公務員試験の合格を支援するための「リメディアル学習会」の実施、教員採用試験対策や各種国家試験対策などを実施しており、キャリアセンターと各学部・学科教員での教職連携による社会的・職業的自立を支援する体制が整備されている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスや厚生補導を主管する部署として「学生支援センター」を設置し、課外活動に関して後援会と連携しながら活動資金の助成や施設整備等の支援を行っている。外国人留学生も含めた大学独自の奨学金を複数設定するとともに、各種奨学金の申請等の事務手続きを随時支援する体制を整えている。

また、保健室での健康管理、学生相談室での 2 人の臨床心理士によるメンタルサポートを実施している。学生が気軽に立寄って話しができる「ふらっと cafe」ではメンタルヘルス支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等の面積、施設・設備は設置基準を満たしており、総務部施設設備管理課の職員が設備の維持・管理の任務に当たっている。各学科とも規定された実習室等が整備され、一角にコモンスペースを設け多様な使用を可能としている。図書室は、十分な学術情報資料を確保しており、夜間も図書の貸出しや利用できるシステムを導入し、テーマ別に図書を配架したコーナーを設置するなど、利便性に配慮している。全ての校舎にエレベータ、多目的トイレ、AED（自動体外式除細動器）を設置し、学生食堂、ラウンジなど飲食可能とした十分なスペースを確保するとともに、オンデマンドや双方向授業等に対応できる無線 LAN 環境を整備している。受講人数に応じて開講クラスを調整し、また、共通教育科目は全て前・後期開講とし受講者数の分散を図るなど、学生数を適切に管理している。

〈優れた点〉

○「本の森」「研究の森」などのテーマ別に図書を配架したコーナーの設置や「図書館学生サポーター制度」を設け、学生目線で親しみやすい図書館づくりを行っていることは高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

FD・SD 委員会において、前・後期の授業終了時に授業評価アンケートをオンラインで実施しており、授業担当教員から学生に対して改善案やコメントを返している。また、教員はティーチング・ポートフォリオに記載して授業改善に活用している。これらはホームページに公開している。

「学生の意識及び生活の実態に関する調査」の中に、心の健康に焦点を当てた質問項目が含まれており、その把握に努めている。また、施設や設備などへの満足度に関する質問項目を設け、回答された内容を学生委員会で検討し、改善が必要な施設や設備に対しては関係部署と協力して対応している。一部の学科では、対面形式で学生からの意見を収集する提案窓口を設定している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目的を踏まえて学位プログラムごとにディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページや大学案内などで公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準なども適切に定め、学則や履修の手引などで学生に周知し、ホームページ上でも公表している。また、学修状況の把握のため GPA(Grade Point Average)制度を適切に活用し、アドバイザー教員からの学修支援の資料として利用するほか、奨学金の給付者選考、看護学科の看護師・助産師課程及び看護師・保健師課程の選択者選抜などにも活用している。

大学院は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、修了認定基準を適切に定め学則や履修の手引などに記載し、学位論文の審査基準も含めホームページで公表している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は教育目的を踏まえ学位プログラムごとにカリキュラム・ポリシーを定め、履修要項、ホームページ、大学案内、学生募集要項などで周知している。カリキュラム・ポリシ

ーとディプロマ・ポリシーの一貫性を示すものとしてカリキュラム・マップを作成し履修の手引に掲載している。また、単位制度の実質を保つため年間履修登録単位数の上限を履修規程に定めるとともに、シラバスを適切に整備する体制を整えている。

教養教育は幅広い科目群から履修選択が可能で、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成されている。FD・SD委員会が授業評価アンケートや教授方法の研修を実施するなど、アクティブ・ラーニングやICT（情報通信技術）教材活用といった教授方法の改善や工夫に向けた組織体制を整備し運営している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、履修科目のGPA、各種資格試験の合格率、就職状況、学生の意識調査、卒業生や就職先へのアンケート調査などに加え、各種ジェネリックスキル測定テストなど多面的な指標を活用し、成果の一部はホームページでも公表している。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の結果は、FD・SD委員会などを通じて各教員へフィードバックされ、各種資格試験の合格率や就職状況などは大学評議会にも報告されている。それらのフィードバックに基づき、ディプロマ・ポリシーの達成に向けた教育内容や方法、学修支援の改善に取り組んでいる。また、個別の授業評価アンケートに対する各教員の改善策が学生にフィードバックされるなどミクロレベルでの改善の仕組みが機能している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

組織規則第 11 条に「学長は、大学を代表し、校務を掌り、所属職員を統督する」と定め、大学及び大学院の教育研究計画を実現する教学面での最高責任者であることを明記し、そのリーダーシップを適切に発揮できるよう、副学長・学長補佐・学長顧問について職務や任期などの規則を整備し、補佐体制を構築している。

組織全体の運営についても、大学の意思決定における、大学評議会、企画運営会議、教授会等の役割と権限について定め、大学の通常業務の審議を企画運営会議が担うなどの対応を行っている。教授会については、審議事項の取扱いに課題があるものの、規則により組織上の位置付けは明確となっている。事務分掌規程による適切な職員配置が行われ、教学マネジメントの遂行に努めている。この他、「企画懇談会」のように、自由な発言を行うことで学長の意思決定の迅速化につながる取組みも行われている。

〈改善を要する点〉

○学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与の決定に当たり、教授会が学長に意見を述べていない点について改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育研究上の目的を達成するため、設置基準や資格養成関連の指定規則で定められた教員数を確保し、適切に配置している。教員の採用については、公募を原則とし、採用及び昇任に関する規則・基準を明確に定め、「奈良学園大学教員採用手順申し合わせ」にのっとり、提案・選考・審査等の手続きが行われており、状況に応じて、コンサルタント等の外部機関から意見聴取を行っている。

FD 活動において、その推進を目的に FD・SD 委員会を設置し、授業評価アンケートや FD 研修会を実施、「奈良学園大学コミットメント」を制定した。令和 3(2021)年度から全学的にティーチング・ポートフォリオの作成に取組み、教育改善及び教育業績の可視化に活用するとともに、ホームページにて複数年度分を公開するなど、教員の教育能力向上及び開発のための組織的な取組みを行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向

上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上に資するため、FD・SD 委員会やハラスメント防止委員会等による各種学内研修会を開催するほか、中期計画に「事務処理の高効率化とシステム化の推進及び ICT 対応力強化」を掲げ、ウェブ会議システムの実践活用や情報セキュリティに関する研修会を全教職員対象に実施している。また、日本私立大学協会等による業務直結型の外部研修会へも積極的に参加している。

〈優れた点〉

○「学び直し助成金」制度を設置・活用し、教職員が、職務における知識やスキルを高め、教育の質や生産性の向上に資するための自己研さんを経済的にサポートしている点は評価できる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究活動の倫理性に関する調査や審議については、各学部・各研究科に設置する倫理審査委員会により厳正な審査が行われている。また、研究不正防止のための各種規則を整備し適切に運用するとともに、毎年度、内部監査を実施している。

専任教員に対しては研究室を配置し、職位に応じた個人研究費等を支給するとともに、「公的研究資金等に係る間接経費についての申し合わせ」を定め、外部研究資金を獲得した専任教員が間接経費を活用しやすいよう、配慮している。

外部研究資金の獲得に向けた支援として、FD・SD 委員会による学内研修会を開催するほか、科学研究費助成事業への申請書作成に係るレビュー業務を外部委託するなどし、一定の効果を挙げている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人の目的について寄附行為第3条に、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを定め、設置する学校の教育向上のため、「寄附行為実施規則」「理事会業務規則」等を整備し、適切な運営に努めている。また、寄附行為や学則などの諸規則、ガバナンスコード、法令に基づく教育に関する情報はホームページ上で公開され、運営の透明性を確保している。

現在進行中の5か年中期計画では、法人及び各設置校のミッションを定め、当年度事業計画の策定・点検を行いながら、使命・目的の実現への継続に努めている。

法令等の遵守、環境への配慮、基本的人権の尊重、職場の安全管理等、七つの基本理念から成る「学校法人奈良学園倫理・行動指針」を策定するとともに、ハラスメント防止、公益通報、危機管理等の関連諸規則を整備し、規律ある学校経営に努めている。

〈優れた点〉

○中期計画に基づいて策定された各年度の事業計画の取組み結果について、理事会での審議、評議員会への報告の他、前年度の振り返りと次年度に向けた意見交換を行う目的で、理事・評議員合同の懇談会を実施している点は評価できる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第14条第2項で理事会を最高意思決定機関と定め、「理事会業務規則」を設け、理事会を円滑に運営するとともに、常勤理事会や各設置校長への委任事項を定め、設置校と理事会が有機的につながるよう体制を整備している。常勤理事会の議案については、常勤理事会終了後、資料とともに非常勤の理事にも送付し、情報共有と意見の聴取が行われることで、迅速な意思決定の体制を補助している。また、役員及び評議員以外の「理事長特別補佐」を任命し、理事長の求めに応じて教育研究、管理運営及び法人経営の助言が行える体制を整えている。

理事の選任は、寄附行為の定めに基づき行われており、適切な理事会運営が行われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人本部と大学本部は同一キャンパス内に設置され、円滑な意思疎通と連携が行われている。法人と大学とで「理事長・学長懇談会（校務会議）」を毎月 1 回開催し、重要事項の情報共有や運営方針の調整を行っている。また、学長や研究科長を理事会・常勤理事会の構成員に、大学事務局長を評議員に選任することにより、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と相互チェックが図られている。

監事は理事会・常勤理事会・評議員会等の重要会議に出席するとともに監事監査連絡会を開催し、法人の業務・財産の状況と理事の業務執行状況を監査している。

評議員会は状況に応じてウェブ会議システムを利用するなど、適切に運営されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和 5(2023)年度から 5 か年分の中期財務計画を策定し、学生の確保や人件費の削減に係る学校別・年度別の目標値を設定するなどして、適切な財務運営に努めている。

各年度の経常収支差額はマイナス計上となっているが、キャンパス統合によるコスト削減、効率的かつ堅実な資産運用や遊休資産の賃貸等の外部資金導入により、支払資金は確保されており、法人全体として安定した財務基盤を確立している。今後、収容定員の充足率の向上と経常収支の均衡に期待したい。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準をはじめ、経理規則、経理細則に沿った適正な会計処理が行われている。また、会計処理に当たり判断が困難な事例については、監査法人に随時確認し指導を受けている。

監事、法人監査室長、監査法人との情報共有・意見交換を通して連携が図られ、円滑な会計監査体制が整備されている。

予算額と決算見込額にかい離がある場合等、必要に応じ補正予算を編成し、寄附行為の定めに基づき審議・決定している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則に教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することを定めている。「内部質保証基本方針」により、内部質保証の意義、推進のための組織等を明示し、三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中期計画を踏まえた大学運営全般の質の保証に向けた活動方針を定めている。

内部質保証推進のための恒常的組織を学長のリーダーシップのもとに「企画運営会議」として設置し、学長の意思決定及び業務執行を補佐している。

自己点検・評価の客観性と妥当性を担保するため、毎年度「第三者評価懇談会」を開催し外部の視点を取入れて内部質保証の充実を図っている。

〈優れた点〉

○近隣自治体、地域の産業界、学生、学生の保証人等の幅広い視点から大学の内部質保証について意見を徴することを目的とした「第三者評価懇談会」を毎年開催していることは評価できる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を確かなものとするために、「奈良学園大学自己点検・評価委員会規程」に基づく自己点検・評価委員会を置き、大学の教育及び研究、組織及び運営、施設及び設備の状況について、全学的な自己点検・評価を行うとともに、教育研究組織及び事務組織の各部局においてそれぞれが所管する教育研究活動、管理運営等に関わる各検討項目について、自ら点検及び評価を行っている。

現状把握のための調査やデータ収集等を実施する組織として「IR 情報活用推進委員会」を整備しており、入学時から卒業時まで調査を行い、エビデンスに基づき学修成果を可視化して教育改善を行っている。自己点検・評価の結果は、「奈良学園大学白書」として学内に周知するとともにホームページで公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーを起点とした教育の質保証のために自己点検・評価を実施し、教育の改善・向上に努めており、結果は、教職員や学生にフィードバックしている。中期計画に基づく大学の事業計画は、学長による「学校経営方針」のもと、教職員レベル、部局レベル、全学レベルで大学運営に係る PDCA サイクルを循環させており、年度半ばには進捗状況を「事業計画中間報告」をもって確認し、必要な修正を加え再実行に取り組み、年度末に総括を行うなど、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みを確立し、機能させている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1. 大学が保有している人的・物的資源の社会貢献

A-1-① 大学と地域社会との協力関係の構築

A-1-② 人的・物的資源による社会への提供

【概評】

大学はキャンパスのある奈良市などの近隣行政、登美ヶ丘自治連合会などの自治会、公

益財団法人関西文化学術研究都市推進機構など、地元のステークスホルダーとの協力関係の構築に向け、多くの連携協定を締結している。また、協定の締結だけでなく、「第三者評価懇談会」での登美ヶ丘自治連合会会長との意見交換や、登美ヶ丘地区社会福祉協議会とのニーズ調査・意見交換など、地域貢献のあり方を定期的に見直しながら取り組んでいることは特筆すべき点である。

大学は、教育、保健医療等の分野において地域社会の発展と人材育成に寄与するため、「登美ヶ丘カレッジ」「けいはんな学研都市 7 大学連携」「市民公開講座」「県立学校等の教職員のための公開講座」等の公開講座や各種講座への講師派遣、行政や外郭団体などからの依頼に基づく委員や講師等の派遣、産官学連携事業や「親と子の相談室ひまわり」といった子育て支援事業など、多数の地域貢献事業を実施している。特に、「親と子の相談室ひまわり」は近隣の医療機関や幼児教育施設、市の児童相談所などと連携し子育て支援に関する事業を展開しており、今後の発展が期待される。また、奈良市の「指定避難所」として災害時のキャンパス開放や、大学施設の各種団体への貸与なども積極的に行っている。これら近隣自治体や地域の産業会等からのニーズに対応するため、社会・国際連携センターが窓口となり、学内各部署と調整しながら大学が保有している人的・物的資源を地域社会へ提供していく組織的体制を整えている。

基準 B. 国際交流

B-1. 国際交流の推進

- B-1-① 海外大学との提携
- B-1-② 海外連携協定校からの学生の受入れ
- B-1-③ 海外連携協定校等への学生の派遣

【概評】

大学は、経営方針に基づき平成 21(2009)年からアジア圏を中心に海外の複数大学と連携協定を結ぶに至っている。

特別聴講生や夏期日本語研修など、海外連携協定校から留学生を受入れるプログラムを展開し、感染症の世界的大流行の時期を除き毎年継続的に多くの学生を受入れている。各プログラムでは、歓迎会や送別会での在学生との交流だけでなく、期間中に開催する文化体験やエクスカーションでのサポートする学生を募集し、在学生の国際交流の機会を設け、学生の国際的な視野を広げることにつなげている。

また、海外連携協定校への学生には、「カンボジア短期研修」や「青島理工大学琴島学院短期語学研修」「奈良学園大学と海外連携大学とのオンライン文化交流」「東アジア文化交流研修」など、その時々々の社会情勢に応じた国際交流の場が提供されている。これらの取り組みは、社会・国際連携センターが中心となって教員や事務職員が協働して組織的に運営し、「国際交流記録文集」として教育実践の成果を冊子としてまとめ、地域に公表している点は評価できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 奈良学園共同研究事業推進

幼稚園から大学院までを有する学校法人奈良学園において、令和 5(2023)年度は、5 件採択し、奈良学園大学が、研究や教育実践をリードすることで、学園全体の教育力、研究力を高め、ひいては、在籍する子供達のより充実した学園生活に結びつけるよう事業推進を重ねた。令和 5(2023)年度は、別添資料（【資料特記(1)－1】2023 年度学園共同研究一覧表）の研究を進めた。特に、研究テーマ「『いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム』の開発に関する研究Ⅱ－『学校法人奈良学園』における『教育相談活動（生徒指導含む）』のネットワーク強化－」では、そこで確認された「いじめ対応研修会や事例研修会等の定期的実施」を奈良学園全体で 3 回実施し（各学校の生徒指導、教育相談等の担当者各 1 名参加）、毎回(1)生徒指導、教育相談に関する事例報告・検討 (2)最新の「教育相談」テキストを活用した研修を実施し、参加者の研修の振り返りをもとに、カウンセラー有資格者複数名（奈良学園大学教員）が、半構造化面接を実施し、その内容を整理、分析し、「いじめ防止・対応等、教職員研修プログラム」開発に資するものであった。結果として、(1)【事例報告・検討】進行中の事例についての検討会の有効性（専門家：臨床心理学、教育心理学、公衆衛生看護学）、(2)いじめ重大事態への未然防止の検討（危機管理体制の充実による効果）、(3)開発的カウンセリング技法研修会実施（問題行動の未然防止効果）等が確認された。

2. 奈良学園セミナーハウス（志賀直哉旧居）との連携

本学の設置者である学校法人奈良学園はセミナーハウス（志賀直哉旧居）を所有し、そこを会場として講座を企画実施している。志賀直哉旧居は、昭和初期に志賀直哉自身が設計したもので、学校法人奈良学園が昭和 53(1978)年に厚生省（現厚生労働省）より譲り受け、広く一般の方々に公開し、学園が設置する各学校の生徒・学生等が教育・研究活動のために利用できるセミナーハウスとして用いている。平成 12(2000)年には国の登録有形文化財（第 29－34～36 号）として認定され、また、平成 28(2016)年には奈良県指定有形文化財（建造物）に新規指定されている。

本学では、この施設の活用推進に向けた取組みに協力し、教育・研究活動の成果を広く社会に還元し社会の発展に寄与することを目的として、独自基準 A-1-②に示したとおり、学園が主催する講座に講師を派遣して、地域貢献活動を推進している。

【資料 A-1-4】

【資料特記(1)－1】2023 年度学園共同研究一覧表

【資料特記(1)－2】奈良学園大学紀要第 15 集（2023 年 3 月発行）集録

【資料特記(1)－3】奈良学園大学紀要第 16 集（2023 年 12 月発行）集録

【資料特記(2)－1】志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座（2023 年前期）

【資料特記(2)－2】志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座（2023 年後期）

【資料特記(2)－3】志賀直哉旧居 奈良学園公開文化講座（2023 年度アンケート結果）